

♥後期高齢者医療に加入されている方へ 医療費通知を全受診者へ送付しています



広域連合では被保険者の皆さまの医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を年2回、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆さまへ送付します。

これは、医療機関の窓口でお支払いいただいた自己負担分を除いた医療費は、後期高齢者医療制度から支払われていることを具体的に理解していただくとともに、健康管理の重要性を意識していただくことで、医療費の適正化、ひいては被保険者の皆さまの負担軽減を図ることを目的としています。

●医療費通知の活用について

- ◎ 医療費の推移が一目で把握でき、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- ◎ 健康診査など、皆さまの健康増進に役立つ情報をお知らせします。
- ◎ 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
R02年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800			
R02年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000			
R02年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	5,400
合 計				230,000	23,000		11,490	5,400

●医療費控除の申告について

- ◎ このお知らせは、医療費控除の申告手続で医療費の明細書として使用することができます。
- ◎ 医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

●注意事項

- ◎ 医療機関等の請求遅れや請求内容を審査中のものなど一部の受診記録が記載されていない場合があります。
- ◎ 自己負担額は、医療費助成等を受けている場合など、記載されている金額と実際にご自身が負担された金額が異なる場合があります。
- ◎ このお知らせは、皆さまの受診状況についてお知らせするものであり、請求書ではありません。また、特に手続きなど行っていただく必要はありません。

●発送月・対象診療月

発送月	診療月
令和3年1月上旬	令和2年1月～9月
令和3年2月下旬	令和2年10月～12月

※昨年度までと、1回目の発送時期が変わります。

※申請やお問い合わせは、保健福祉課国保医療担当(☎2-4295)まで



スキー場冬季スタッフ募集

◆職種 スキー場各種業務 インフォメーション、圧雪、チケット販売等

- ◆期間 12月～翌年3月
- ◆勤務時間、時間等は応相談。
- ◆対象 高校生以上、明朗健康な方
- ◆給与 時給制、北海道最低賃金以上(経験者優遇)
- ◆お申し込みやお問い合わせは、建設課公営住宅担当(☎2-4297)まで
- ◆募集期間 いずれの住宅も12月1日(火)～11日(金)
- ◆注意事項(各住宅共通)
 - ◇募集戸数を超えて申し込みがあった場合は、住宅の困窮度をもとに選考となります。
 - ◇利用できる駐車場は各戸1台分のみです。
 - ◇ペットを飼うことはできません。
 - ◇入居者決定後の手続き等がありますので、実際の入居可能時期は12月下旬以降になります。
- ◆お申し込みやお問い合わせは、建設課公営住宅担当(☎2-4297)まで
- ◆所得に関わらず一律となります。

※お問い合わせは、糠平館観光ホテル・市田(☎4-2210)まで

お知らせ 掲示板

★上士幌町役場 ☎01564-2-2111(代表)

※お問い合わせ先に記載の電話番号は、役場各課の直通番号です。

募集

公営住宅入居者

- 【町営住宅(ふれあい団地・14区)】
◆入居資格
住宅に困窮していて、所得(月額)が15万8000円を超えず、町が定める基準に該当する者
- 【募集住宅①】
A棟2階・10号【平成15年度建設】
3LDK(2人以上世帯向け)
◆家賃(収入区分による)
月額2万6700円～3万9800円
- 【募集住宅②】
B棟2階・26号【平成12年度建設】
3LDK(2人以上世帯向け)

- 【募集住宅③】
F棟1階・80号【平成8年度建設】
2LDK'S(2人以上世帯または60歳以上の単身高齢者向け)
◆家賃(収入区分による)
月額2万1600円～3万2200円
- 【募集住宅④】
G棟1階・90号【平成9年度建設】
2LDK'S(2人以上世帯または60歳以上の単身高齢者向け)
◆家賃(収入区分による)
月額2万1600円～3万2200円
- 【特六公営住宅(ふれあい団地・14区・高所得者向け)】
◆入居資格
住宅に困窮していて、所得(月額)が15万8000円を超え、町が定める基準に該当する者
- 【募集住宅⑤】
C棟1階・39号【平成14年度建設】
2LDK'S(2人以上世帯または60歳以上の単身高齢者向け)
◆家賃(収入区分による)
月額4万3600円～5万2400円
- ◆令和5年3月まで、令和5年4月より減免期間終了に伴い、所得に関わらず一律5万2400円となります。
- 【募集住宅⑥】
D棟2階・63号【平成11年度建設】
2LDK'S(2人以上世帯または60歳以上の単身高齢者向け)
◆家賃 5万2400円

会計年度任用職員を募集します

【認定子ども園臨時保育士等】

- ◆公募人数 2名
- ◆応募資格 次のいずれかの資格を有する方
 - ◆保育士資格・幼稚園教諭免許・保健師資格
 - ◆養護教諭資格・小学校教諭免許
- ◆待遇 月給154,900円以上で前歴換算あり。社会保険・雇用保険加入。

【学童保育所支援員等】

- ◆公募人数 1名
- ◆応募資格 放課後児童健全育成事業(学童保育所事業)に関心と意欲のある方
 - ※次のいずれかの資格を有する方または2年以上の実務経験を有する方が望ましい。
 - ◆保育士資格 ◆社会福祉士資格
 - ◆幼稚園教諭免許 ◆教員免許
- ◆待遇 月給154,900円以上で前歴換算あり。社会保険・雇用保険加入。

- ◆雇用期間 令和3年1月1日～令和3年3月31日(更新有)
- ◆面接試験 応募者に後日通知します。
- ◆応募締切 12月4日(金)17時15分まで
- ◆提出書類 履歴書(総務課に問い合わせるか、町ホームページに掲載の履歴書をダウンロードし、所定の用紙を使用してください)
- ◆提出先 総務課 職員担当

※応募やお問い合わせは、総務課職員担当(☎2-2111)まで



令和3年 成人式

令和3年 1月10日(日) 受付 13:30 式典 14:00

生涯学習センター 視聴覚ホール

対象 平成12年4月2日から平成13年4月1日生まれの方

- ※進学や就職などにより住民票を町外へ移している方でも出席できます。
- ※新成人の方には、インターネットを活用した双方向通信による参加についても検討しております。
- ※新成人の方には、マウスシールドを受付で配布予定です。出席をご希望の方は、12月16日(水)までにお申し込みください



※お申し込みやお問い合わせは、教育委員会生涯学習課生涯学習・社会教育担当(☎2-3024)まで

催し

「人権週間」特設人権相談所

人権相談は、離婚相談などの家庭内の問題や借地借家の問題、隣近所のもめごとなど、とても幅広い内容となっています。お気軽にご相談ください。

◆日時 12月4日(金)

13時30分～15時30分

◆場所 生涯学習センター学習相談室

◆相談員 宗像静香さん

佐々木守さん

高嶋幸雄さん

※お問い合わせは、町民課総合窓口(戸籍年金担当) ☎2・4294(まで)

第5回 フロアカーリング協会大会

◆日時 12月12日(土) 9時～

◆場所 スポーツセンター

◆対象 フロアカーリング協会会員

◆申込期限 12月8日(火)

※お申込みやお問い合わせは、フロアカーリング協会事務局・堂畑(☎2・4062)または会長・野々村(☎2・2574)まで

クリスマスデザイナー 中止のお知らせ

道の駅かみしほろフレンチレストラン La Table de KAMISHIHOROでは、12月24日(木)、12月25日(金)にクリスマス

お知らせ・啓発

冬期間通行禁止のお知らせ

左記林道が、冬期間通行禁止となりますので、ご注意ください。

◆亀の子線林道(道道上音更上土幌線) 前島氏宅奥



◆通行禁止期間 12月1日(火)～令和3年3月31日(水)予定
※お問い合わせは、農林課林産担当(☎2・4293)まで

国の教育ローン

◆お子さまの教育資金を「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)がサポート
「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学するお子さまがいるご



家庭を対象とした公的な融資制度です。

◆融資額 お子さま一人につき 350万円以内

◆金利 年1.68% 固定金利

※母子家庭などの方は1.28%(令和2年11月2日現在)

◆返済期間 15年以内

※母子家庭などの方は18年以内

◇ホームページ「国の教育ローン」で検索

※お問い合わせは、教育ローンコールセンター(☎0570・008656 ナビダイヤル、または☎03・5321・8656)まで

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について

平成18年11月より「住民基本台帳法」および、「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令」の規定に基づき、住民基本台帳の閲覧状況を公表しています。

◎期間 令和元年11月1日～

令和2年10月31日

◆申出者氏名 自衛隊帯広地方協力本部
◇利用目的の概要 自衛官および自衛官候補生に関する募集事務、防衛大学

～ 事業主と従業員の皆様へ～

個人住民税(町民税・道民税)の『特別徴収(給与天引き納付)』の実施をお願いします

道内各市町村と北海道では、給与所得者の利便性の向上を推進するとともに、地方税法に基づく適切な課税と徴収を行うため、個人住民税の特別徴収(給与天引き納付)の実施を事業主の皆さまにお願いしています。なお、特別な事情により特別徴収の実施が困難な場合もありますが、理由なく特別徴収の実施を拒否することはできません。

特別徴収の実施にあたって、徴収・納付方法や手続きの流れなど、ご不明な点がございましたら、ご説明に伺うことも可能ですので、お気軽にご相談ください。

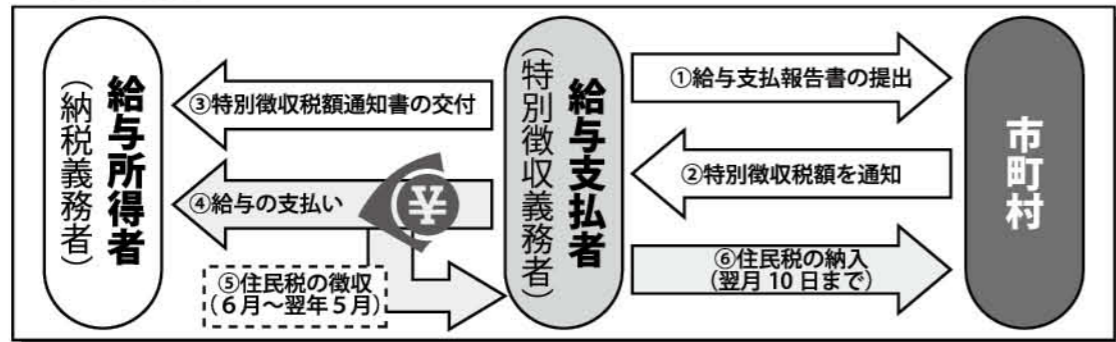
※給与所得者の個人の市町村民税・道民税(一般的に「住民税」と呼ばれます。)は、原則、給与から住民税額を差し引いて、市町村に納入する「特別徴収」の方法が、法律により定められています。(地方税法第321条の4)

【特別徴収とは】

事業主の皆さまが、市町村から送付された「特別徴収税額通知書」により、毎月の給与支払いをする際に従業員の個人住民税を引き去りして、翌月10日までに納入していただく方法です。

個人住民税は、あらかじめ毎月の納入額が決まっているため、所得税のように事業主の皆さまが税額を計算する必要はありません。さらに、従業員の皆さまにとっても、1回あたりの納税額が少なくなり、自分で金融機関等に足を運ぶ手間がなくなります。

【特別徴収の流れ】



※お問い合わせは、町民課賦課担当(☎2-4294)まで



《凍結した場合の連絡先》

- ▶佐藤設備工業 ☎2-2273
- ▶塚田設備工業 ☎2-3031
- ▶熊谷設備工業 ☎2-4232

【上水道】

家を空けるときは、必ず不凍栓で水を落としてください。特にボイラーは凍結しやすいので、凍結防止のため必ずお湯を抜きましょう。

【下水道】

長期間、留守にする際は、水洗トイレの凍結に注意してください。ご不明な点は、排水設備設置業者にご相談ください。

※お問い合わせは、建設課上水道担当・下水道担当(☎2-4297)まで

季節労働者のみなさまへ

「雇用相談窓口」を開設します

十勝北西部通年雇用促進協議会では、季節労働者の通年雇用化を促進するため、通年雇用促進事業を実施しています。

下記の日程で「雇用相談窓口」を開設しますので、ぜひご相談ください。

- ◆日時 令和3年 1月21日(木) 10:30～15:00
- ◆場所 上土幌町役場1階 町民相談室
- ◆対象者 上土幌町にお住まいの季節労働者の方

【季節労働者の方とは】

- ・現在、季節雇用で働いている方
- ・季節雇用で働いたあと、離職している方(平成31年4月1日以降の離職者)

※事前予約は不要です。

※お問い合わせ先 ・十勝北西部通年雇用促進協議会 ☎0120-980-454
・上土幌町役場町民課 ☎2-4294

令和3・4年度分 入札参加資格審査を受け付けます

『上士幌町』が発注する建設工事の請負、設計・測量等の委託、町有林事業の請負

令和3・4年度に上士幌町が発注する入札参加資格審査申請を次のとおり受け付けます。
入札参加資格申請システムを導入しているため、インターネットからの申請をお願いいたします。
※物品・役務については受付を行いませんので、ご了承ください。

- ▶ 受付期間: 1月25日(月)～2月27日(土) 必着
- ▶ 登録の有効期間: 令和3年4月1日～令和5年3月31日までの2年間

■申請区分

- ◇建設工事等 (工事の請負、建築物の設計、測量、土木設計、地質調査、技術資料の作成)
- ◇町有林事業

■申請書類

- ◇一般社団法人北海道土木協会の市町村統一様式
- ◇その他の添付書類: 納税証明書 国税 (消費税及び地方消費税を含む)、北海道税、上士幌町税に係る証明書のPDFデータを添付してください。

■申請方法

- ・インターネットによる申請: 企業(個人)申請用URL
https://nyusatsu.kamishihoro.jp/TEQARS/servlet/com.bidding.k_webmenu

■申請場所・問い合わせ先

〒080-1492 北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地
上士幌町役場 総務課 契約担当(☎2-2111 内線237)
町有林事業に関するお問い合わせは、農林課林産担当(☎2-4293)まで



年末年始の

パスポート申請受付・交付

年内は12月28日(木)まで、年明けは1月6日(木)から

12月29日から1月5日の期間は、年末年始の都合により役場窓口でパスポートのお取り扱いができません。
申請から交付までの所要日数は14日前後です。審査に時間を要する場合もあるため、お時間に余裕をもってのお手続きをお願いいたします。



【パスポートの申請受付・交付】

- ◆受付時間 9時～16時(交付は17時まで)
- ◆窓口 役場1階 町民課総合窓口

※本町に住居登録している方は、原則として北海道の窓口は利用できません。
※ご家族、グループ等で申請をされる際には、事前にご連絡をいただけますと、よりスムーズな申請のご案内ができます。

※パスポートの申請や交付、お問い合わせは
町民課戸籍年金担当(☎2-4294)まで

子ども発達支援センター 地域開放事業

- 【幼児】**
- ◎日程 12月9日(水)、12月23日(水)
 - ◎時間 10:30～11:30(主にこども園未就園児向け)
13:15～14:15(主に就園児向け)
 - ◎定員 5組程度(事前のお申し込みが必要)
 - ◎対象 乳幼児と保護者(保護者の同伴が必要)
- 【小学生以上】**
- ◎日程 12月2日(水)、7日(月)、9日(水)、14日(日)、21日(日)、23日(水)
 - ◎時間 15:00～17:00
 - ◎定員 申込状況に応じて定員を設ける場合があります(先着順)。
 - ◎対象 月曜日: 小学6年生～高校生
水曜日: 小学5年生以下
 - ◎その他 新型コロナウイルス感染症の状況により、変更または中止となる場合があります。

※「発達支援センター」のホームページにおいても、随時お知らせを公開しています。
発達支援センターのQRコード▶



※お申し込みやお問い合わせは、
子ども発達支援センター(☎2-4773)まで

高齢者を狙う詐欺にご注意を!

今年、十勝管内でも訴訟告知詐欺の被害が増えました。本町においても多くの町民に封書が届いています。幸い被害には至りませんでした。詐欺の手口は年々巧妙化しています。具体的には、証券会社を装った男から「証券を買いたいので名義を貸してほしい」と電話の後、弁護士「名義貸しは違法です。お金を用意しなければあな

裁判所

校および防衛医科大学校学生に関する募集事務、陸上自衛隊高等工科学校生徒に関する募集事務

- ◇閲覧年月日 令和2年5月18日
- ◇閲覧に係る住民の範囲 町内全地区(95件)
- ◆申出者氏名 株式会社インサイト
- ◇利用目的の概要 北海道が実施する「北海道の人口減少などに関する意識調査」
- ◇閲覧年月日 令和2年8月18日
- ◇閲覧に係る住民の範囲 町内全地区(10件)
- ※お問い合わせは、町民課総合窓口(☎2-4294)まで

固定資産税のお知らせ

固定資産税は毎年1月1日現在の状況により課税されます。家屋に異動があった(売買や取り壊しなど)何らかの事情によって家屋の状況が変化した場合、役場に届出が必要になることがあります。

届出が必要になるかどうかは、対象の家屋が「登記されているかどうか」によって異なりますので、まずはその家屋の登記の有無をご確認ください。

◆登記されている家屋に異動がある場合
法務局で、対象の家屋の異動についての登記申請をすることになります。登記内容については、法務局から役場に通知されますので、役場に直接届出をする必要はありません。

たの財産を差し押さえたり、家族に迷惑がかかるなどと言葉巧みに現金を郵送させ、現金をだましとるという手口の劇場型勧誘詐欺が発生しています。

複数の登場人物が現れ、まるで演劇のようにそれぞれの役を演じて高齢者をだまして現金を郵送させる詐欺的な手口です。

電話やパンフレットによる投資話や儲け話はとても危険ですので、不審な電話や訪問があった場合は必ず家族に相談したり詐欺を疑ってください。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで

マチを好きになるアプリ マチイロ

広報かみしほろが閲覧できるようになりました!
行政情報アプリ「広報紙」が「マチイロ」としてリニューアル!

- 1 役立つ行政情報を見逃さない!
- 2 自分に合わせた情報が届く!
- 3 いろいろなマチの魅力をお届け!

「広報紙」をご利用中の場合、アップデートによって新アプリに切り替わりますので、新たにダウンロードする必要はありません。※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとのご負担となります。※広告が表示されますが、各自治体とは何ら関係ありません。

お問い合わせは株式会社ホープ(092-716-1404)まで

ダウンロードはこちらから
App Store からダウンロード
Google Play へインストール

登記の手続きについては法務局(☎0155-24-5837)にお問い合わせください。

◆登記されていない家屋に異動がある場合
未登記家屋については、役場に届出をしていただく必要があります。

A 家屋の所有者が変更になった場合
相続、売買、贈与などで家屋の所有者が変更になった場合は、「家屋所有者変更届」に必要事項を記入し、役場に届出をしていただくこととなります。

B 家屋を取り壊した場合
家屋を取り壊した後に、「建物取壊し届」および、解体業者が発行する「家屋取壊証明書」等の取り壊しが証明できる書類等を併せて届出していただく必要があります。

※登記の有無に関わらず、家屋の取り壊し後の土地の利用方法により、その土地の固定資産税にも影響がある場合があります。

1月1日時点の所有者に対して課税されるため、年の途中で所有者変更や取り壊しがあった場合でも、その年度の固定資産税は変更されることはありませんが、届出がないと次年度から適正な課税ができなくなってしまうので、年内中の届出をお願いいたします。

※お問い合わせは、町民課固定資産税担当(☎2-4294)まで



国民年金保険料控除証明書の発送のお知らせ

～国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です～

国民年金保険料は、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。

控除対象となるのは、令和2年中(令和2年1月1日から令和2年12月31日)に納めた保険料の全額です。令和2年中に納めたものであれば、過年度分の保険料や追納された保険料も控除対象となります。

控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料の支払いを証明する書類として「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が必要となります。

日本年金機構から、下記のスケジュールで「社会

保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛てに発送されます。お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際にご利用ください。

なお、ご家族(配偶者やお子様等)の国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料も控除が受けられます。

国民年金制度は、税法上で有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようご注意ください。

町民課戸籍年金担当(☎2-4294)

発送時期	対象者
令和2年10月下旬	令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に、国民年金保険料を納付された方
令和3年2月上旬	令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方(令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方を除く)

■お問い合わせ:ねんきん加入者ダイヤル☎0570-003-004
(受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後7時まで)

ごみ処理啓発 ごみ出しのルールとマナー

～ごみ処理場への自己搬入する場合の注意点～



■ごみ処理場で受け入れしないごみ

ごみ処理場では次の廃棄物は受け入れていません。適切な業者で処分してください。

【資源ごみ(紙類、ビン・缶、ペットボトル)※プラ以外】
大山古物商店に持ち込んでください。無料です。
(受け入れ日時:毎週火・木、8:50～16:00)

【家電リサイクル対象機器】

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機などの家電リサイクル対象機器は、家電小売店で手数料をお支払いのうえ、処分してください。

【危険物・処理困難物】

オイル、消化器、タイヤ、ピアノ、バッテリー、ガスボンベ、オートバイ、スクーターなどの廃棄物は、販売店・取扱店にご相談のうえ、処分してください。



ごみ処理場へ自己搬入する場合は「ごみ処理券」をご用意ください。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで

♠コンロ火災にご注意を!

コンロが原因の火災は、毎年出火原因の上位を占めており、そのほとんどは使用者の不注意により発生しています。

特に今年は昨年に比べて、在宅時間が増えていることからコンロ火災が増加しています。

コンロ火災の多くは、てんぷら油の加熱発火や魚焼きグリルからの出火が原因です。次の事項に注意し、適切に使用しましょう。

1. コンロを使用しているときはその場を離れない、離れるときは必ず火を消す。
2. コンロの周りには常に整理整頓し、燃えやすいものを置かない。
3. コンロと壁との距離を十分とる。
4. 油污れは清掃する。
5. 衣類の袖口などを火に近づけないよう注意する。

♥上土幌消防署のFacebookを開設しました

上土幌消防署に関する情報や火災予防広報、イベント告知などをFacebookページで随時配信します。

QRコード▶



新型コロナウイルス感染症流行時の避難訓練について

防火管理者の方は、消防訓練を延期するかどうかについて、各事業所で判断してください。

防火管理者が選任されている施設は避難訓練が義務付けられています。実施する際は消防署に通知して下さい。なお、避難訓練を行う場合は、感染拡大防止対策を徹底して実施してください。

※お問い合わせは、予防係(☎2-2519)まで



火の用心

【本年の出動状況】 10月31日現在の出動件数

- ◆火災出動 4件(うち10月 0件)
- ◆救急出動 203件(うち10月20件)

※お問い合わせは、上土幌消防署予防係(☎2-2519)まで

飲酒運転を根絶しましょう

飲酒運転は、重大事故に直結する悪質・危険な犯罪行為です。飲酒運転によって、ドライバー本人や同乗者、お酒や自動車の提供者が厳しく罰せられるだけでなく、その後の人生を大きく狂わせる結果となります。

町民の皆さん一人ひとりが「飲酒運転をしない、させない」ことを徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。

【飲酒運転に対する処分・罰則】

◆行政処分

対象者	酒酔い運転	酒気帯び運転
運転者	35点 ※免許取消し	13～25点 ※免許停止(90日) ※免許取消し

※欠格期間(運転免許を再度受けることができない期間)

酒酔い運転	3年	2年	さらに、ひき逃げをした場合	10年
酒気帯び運転	2年	飲酒運転により死亡事故を起こした場合	7年	

◆罰則

対象者	酒酔い運転	酒気帯び運転
●運転者	5年以下の懲役	3年以下の懲役
●車両の提供者	又は100万円以下の罰金	又は50万円以下の罰金
●酒類の提供者	3年以下の懲役	2年以下の懲役
●車両の同乗者	又は50万円以下の罰金	又は30万円以下の罰金



- ◆飲酒運転をなくすための3つのルール
- ◆お酒を飲んだら運転しない
- ◆運転する人にはお酒を飲ませない
- ◆お酒を飲んだ人には運転させない